



## 時間外労働・休日労働に関する協定について

特定社会保険労務士 青木 怜 司

● COCORO 社会保険労務士法人

〒 381-2211 長野市稲里町下水鉤 397

TEL: 026-214-7014, FAX: 026-214-7214, mail: cocoro-sr@rose.plala.or.jp



今回は「時間外労働・休日労働に関する協定届」についてお話をさせていただきます。  
この協定は、労働基準法第 36 条に規定されていることから通称「36 協定」（サブロク  
キョウテイ）と呼ばれています。



### ① どんな場合に必要なの？

法定の労働時間の限度（原則として **1 日 8 時間**、**1 週 40 時間**）を超えて労働させる場合、又は、法定の休日（原則として **1 週間に 1 日の休日**）に労働させる場合にあらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを会社の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出ることが必要です。

ということは・・・

うちの会社の労働時間は  
1 日 8 時間だけど、  
週に何日かは  
2 時間ぐらい  
残業しているなあ

とか

▶ 1 日 8 時間を超える労働

うちの工務店は  
1 日 7 時間労働だけど  
月曜日から土曜日まで  
仕事をしているなあ

とか

▶ 週に 40 時間を超える労働

大量の受注があった時は  
週 1 日の休日も返上して  
仕事することも  
あるなあ

▶ 週に 1 日の休みもとれない労働

という会社に届出が必要です。

もし、届出をせずに法定時間外労働や法定休日労働をさせていた場合は、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科されます。

### ② どんな書面をいつまでに届け出るの？

『時間外労働・休日労働に関する協定届』の書式は、長野労働局ホームページの法令・様式集からダウンロードできますので、ご活用ください。また、36 協定は届出をもって有効になりますので、有効期間の開始前までに事業場単位、本社、支店や店舗ごとに届出が必要です。届出書は提出用と控え用の 2 部提出し、受付印押印後 1 部が返却されますので、これを事業場の見やすい場所へ掲示する等、社員さんに周知してください。

### ③ 労使で何を協定するの？

36 協定では次の事項を協定しなければなりません。

- ① 時間外労働をさせる必要のある具体的な事由
- ② 時間外労働をさせる必要のある業務の種類
- ③ 時間外労働をさせる必要のある労働者の数
- ④ 1 日について延長することができる時間
- ⑤ 1 日を超える一定の期間について延長することができる時間
- ⑥ 有効期間



#### ④ 延長することができる時間に上限はあるの？

時間外労働には延長時間の限度基準が定められています。

まず、1日の限度時間ですが、坑内労働その他厚生労働省令で定める業務は1日2時間までと定められています。しかし、それ以外の業務には1日の限度時間についての規制は原則としてありません。

次に、1日を超える一定期間の延長時間の限度は下表のとおりになっています。

期間	一般の労働者	対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制の対象者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1箇月	45時間	42時間
2箇月	81時間	75時間
3箇月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

ただし、工作物の建設等の事業や自動車の運転の業務等いくつかの業務については、上記の限度時間が適用されません。これは、労働時間管理等について別途行政指導を行っている分野であったり、事業又は業務の性格から限度時間の適用になじまないものがあること等の理由によるものです。しかし、限度時間が適用されないといっても、長時間労働は脳・心臓疾患や精神障害の原因の一つとされています。大切な社員さんが病気で長期休業といったことにならないように、日頃から時間外労働を削減する工夫をしていきましょう。



#### ⑤ 休日労働の協定はどうするの？

休日労働については、原則として1週間に1日の法定休日に労働させる必要がある場合に協定するものです。法定休日以外の休日（例えば、土日休みの会社の土曜日）については、時間外労働の協定の範囲に含まれることになります。

#### ⑥ だれと協定を締結するの？

36協定は、使用者と多くの会社では労働者の過半数を代表する者が締結当事者になります。過半数代表者になることのできる労働者の要件は次のとおりです。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者ではないこと。
- ② 選出にあたっては、投票、挙手、労働者の話し合い等労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続が取られていること。

したがって、会社の代表者が特定の労働者を指名することはできないことになります。

**事業主等の  
皆さまへ**

今回は36協定についてお話をさせていただきました。ほとんどの企業さまで提出が必要な協定届ではないでしょうか。また、この協定は有効期間が原則として1年間となるため、毎年締結して提出する必要がある届書になります。作成の仕方など分からないことがありましたら、お気軽にお近くの社会保険労務士にご相談ください！

